

長柄町放課後児童健全育成事業運営業務に係るプロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 受託候補者の選定を厳正、かつ公正に行うため、長柄町放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。
- (2) 審査は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。
- (3) プレゼンテーションは、令和8年8月5日（水）に実施を予定しており、詳細については別途通知する。
- (4) 出席者は3人以内（共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて5人以内）とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。
- (5) 実施時間は、提案する各事業者につき、プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度とし、質疑応答は応募者の事業提案後とする。
- (6) プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- (7) プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- (8) 別に定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

2 評価基準

別表1 長柄町放課後児童健全育成事業運営業務に係るプロポーザル評価基準のとおり。

3 受託候補者特定方法

受託候補者特定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）とする。

- (1) 受託候補者及び次点者は、得点方式により全委員の合計点の平均が150点満点中90点以上の評価があった者の中から選ぶ。
- (2) 得点方式で得点が最も高い者を、受託候補者とする。
- (3) 受託候補者決定後、受託候補者との契約協議が不調となった場合に備え、受託候補者に次ぐ順位の者を次点者として選定する。

別表1

長柄町放課後児童健全育成事業運営業務に係るプロポーザル評価基準

評価項目	評価内容	配点	評価					採点
			秀	優	良	可	不	
業務実績 評価(20 点)	地方公共団体が発注する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務の受託(元請)実績及び国基準(年間開所日数250日以上を原則、支援の単位ごとの放課後児童支援員等2人以上配置)を基本に配点。なお、類似事業(放課後子供教室等)の実績よりも、同事業(放課後児童健全育成事業)の受託(元請)実績及び障がい児受入実績を優先して(高く)評価する。	20	20	16	12	8	4	
			秀:同事業の実績で、障がい児の受入があり、国最低基準を上回る支援員配置がある。 優:同事業の実績で、障がい児の受入はあるが国最低基準を上回る支援員配置がない。 良:同事業の実績で、障がい児の受入はないが国最低基準を上回る支援員配置がある。 可:同事業の実績で、国最低基準を上回る支援員配置がない。 不:類似事業の実績がある。					
見積額評価 (20点)	見積金額に対する配点	20	最低見積金額を20点とし、次により算出する。 評価点=20点×(最低見積金額÷提案見積金額(総額))小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。					
運営方針 や業務内容 に対する評価 (105 点)	基本理念や運営方針	10	10	8	6	4	2	
	職員配置	10	10	8	6	4	2	
	勤務体制、緊急時の対応	15	15	12	9	6	3	
	人材の確保・育成	10	10	8	6	4	2	
	個人情報の保護・管理	5	5	4	3	2	1	
	苦情処理、要望等の対応	5	5	4	3	2	1	
	児童の年齢・発達に応じた事業	5	5	4	3	2	1	
	独自プログラムやレクリエーション等	5	5	4	3	2	1	
	保護者との関わりや意見の反映	5	5	4	3	2	1	
	特別な配慮を要する児童への支援	5	5	4	3	2	1	
	学校・地域・行政との連携	5	5	4	3	2	1	
	ICTの活用	5	5	4	3	2	1	
	児童の健康管理等に関する取組	5	5	4	3	2	1	
	怪我や事故発生時の対応・仕組み	5	5	4	3	2	1	
	災害時、不審者等の緊急対応	5	5	4	3	2	1	
衛生・安全管理の取組	5	5	4	3	2	1		
対応評価 (5点)	プレゼンテーションの明瞭さ・質疑応答の的確さ	5	5	4	3	2	1	
合計		150						